［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(11)　略］

(12)　その他の新株予約権等の状況

a　当中間会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40)（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40)ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(40)ｂ中「(39)ｃ及びｄ」とあるのは「(39)ｄ」と読み替えるものとする。

ｂ　［略］

(13)　［略］

(14)　発行済株式総数、資本金等の推移

a　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［(15)～(17)　略］

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(11)　同左］

(12)　［同左］

a　当中間会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40)（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40)ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(40)ｂ中「(39)ｃ及びｄ」とあるのは「(39)ｄ」と読み替えるものとする。

ｂ　［同左］

(13)　［同左］

(14)　［同左］

a　［同左］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［(15)～(17)　同左］